

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月27日

【事業年度】 第64期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 南海辰村建設株式会社

【英訳名】 Nankai Tatsumura Construction Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 中嶋 誠之

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区難波中三丁目5番19号

【電話番号】 06-6644-7805（ダイヤルイン）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 菊池 芳友

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目9番20号

【電話番号】 03-5114-5111（ダイヤルイン）

【事務連絡者氏名】 東京支店 統括部長 川島 公貴

【縦覧に供する場所】 南海辰村建設株式会社 東京支店  
（東京都港区赤坂一丁目9番20号）

南海辰村建設株式会社 和歌山支店  
（和歌山県和歌山市東蔵前丁3番地の6）

株式会社大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第64期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 3 配当政策

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正事項】

訂正箇所には\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 3【配当政策】

（訂正前）

当社は、会社法第459条第1項に基づく剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨、定款に定めている。

剰余金の配当については、安定的な配当の維持を基本方針としている。内部留保金は財務体質の強化ならびに将来の事業展開に必要な諸投資における資金需要に充当していくとともに、業績等を総合的に勘案して配当を実施していく考えである。

当期の業績は、「新3ヵ年計画」の基本方針である「目標受注工事高の確保」及び「各年度必達目標利益の達成」に向けて全社一丸となって取り組み、4億53百万円の当期純利益となったが、マイナス7億74百万円の繰越利益剰余金があり、当期の株主配当金については、引き続き無配となった。

（訂正後）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることとしている。また、剰余金の配当は、基準日を毎年3月31日とした期末配当を基本方針としており、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めている。

剰余金の配当については、安定的な配当の維持を基本方針としている。内部留保金は財務体質の強化ならびに将来の事業展開に必要な諸投資における資金需要に充当していくとともに、業績等を総合的に勘案して配当を実施していく考えである。

当期の業績は、「新3ヵ年計画」の基本方針である「目標受注工事高の確保」及び「各年度必達目標利益の達成」に向けて全社一丸となって取り組み、4億53百万円の当期純利益となったが、マイナス7億74百万円の繰越利益剰余金があり、当期の株主配当金については、引き続き無配となった。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (4) (省略)

(訂正後)

(1) ～ (4) (省略)

(5) 取締役の定数

取締役は、5名以上とする旨を定款に定めている。

(6) 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めている。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めている。

(7) 取締役の解任の決議要件

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めている。これは、経営環境の変化に対応した機動的な配当政策及び資本政策を図ることを目的とするものである。

(9) 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することで、特別決議をより確実にを行うことを目的とするものである。